

教保体第330-1号
令和2年6月16日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の考え方について(通知)

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者の発生に伴う臨時休業の実施について、別添のとおり考え方等をまとめました。

については、新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、令和2年5月22日付け教保体第251-1号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について（令和2年5月22日）（通知）」により、適切に対応いただくとともに、管轄の保健所や学校医と連携し、臨時休業の措置を速やかに検討くださるようお願いいたします。

また、臨時休業実施の際には、令和2年4月22日付け教保体第157号「新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けたことによる「感染症及び食中毒の発生報告」について（依頼）」に基づく報告をお願いいたします。

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当
増田 博成
電話 048-830-6963

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の考え方について

令和2年6月16日
教 育 局

1 基本的事項

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の対応についての基本的な事項を定める。

なお、学校の臨時休業については、①新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）③学校保健安全法に基づく休業があるが、ここでは感染症法及び学校保健安全法による対応を定めることとする。

2 児童生徒の出席停止等

児童生徒の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止措置を取る。

出席停止期間については、保健所や学校医（以下、「保健所等」という。）の助言を踏まえ、教育局（保健体育課）と連携を図った上で校長が適切に判断する。

なお、児童生徒が濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

また、教職員の場合にも児童生徒と同様の対応を図る。

3 学校の臨時休業

児童生徒や教職員（以下、「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、以下の4点を踏まえ、保健所等からの助言、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を判断する。

- ① 学校内における活動の態様
- ② 接触者の多寡
- ③ 地域の感染拡大の状況
- ④ 感染経路の明否

なお、保健所による調査の結果、感染症法上の対応が適切と判断された場合には、感染症法に基づく対応に移行する。

4 臨時休業から休業解除までの対応手順（別紙参照）

プロセス1 PCR検査等対象となった場合の対応

- ・当該児童生徒等については、出席停止又は出勤停止とする。
- ・検査結果が出るまでの間、学校において濃厚接触者に係る次の状況を確認し、教育局（保健体育課）に報告する。（様式1）
- ・保健所等との連携を図る。

(特に重要な確認項目)

- ・症状を呈した2日前からの学校内外での活動状況、家族構成等
- ・症状を呈した2日前からの接触者と接触状況

プロセス2 感染が確認された場合の対応

- ・学校の全部を臨時休業とする。
ただし、児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。

保健所による調査・濃厚接触者の特定

- ・保健所による調査が行われ、濃厚接触者（児童生徒等）の特定がなされる。
- ・その結果により、①濃厚接触者がいる場合（プロセス3-1）②濃厚接触者はいない場合（プロセス3-2）③濃厚接触者はいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合（プロセス3-3）に分類される。

プロセス3-1 濃厚接触者がいる場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいると判断された場合には、濃厚接触者に対しPCR検査等が実施され、陽性又は陰性の判断がなされる。

プロセス3-1-1 濃厚接触者が陽性の場合の対応

- ・PCR検査等の結果、濃厚接触者が陽性と判断された場合には、プロセス2以降に戻りその者からの濃厚接触者の有無を特定する。

プロセス3-1-2 濃厚接触者が陰性の場合の対応

- ・PCR検査等の結果、陰性の場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-2 濃厚接触者がいない場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断された場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-3 濃厚接触者はいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断されたものの、複数の感染者が確認された場合や感染経路が不明な場合には、保健所等からの助言・指示事項、校長の所見（様式2）を基に、教育委員会において臨時休業を決定する。

プロセス4 臨時休業の解除

- ・感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、検査の結果全員陰性となった場合は、臨時休業を解除する。

臨時休業から休業解除までの対応手順

感染症法による措置

学校保健安全法による臨時休業の措置

保健所への連絡
及び連携

プロセス1
PCR検査等の対象となった場合

情報収集(様式1)、県教育局に報告(学校)

※1

プロセス2
感染が確認された場合(「新型コロナウイルス感染者発生時の対応(フロー)」により、対応)

学校の全部の臨時休業(A)
(探知日から2日程度を想定)

※2 児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。

保健所による調査・濃厚接触者の特定(感染症法第15条)

プロセス3-1
濃厚接触者がいる場合

プロセス3-2
濃厚接触者がいない場合

プロセス3-3
濃厚接触者はいないが、複数の感染者
が確認・経路不明の場合

保健所による
詳細な調査への協力

情報収集の結果(様式1)及び、保健所等の助言、学校の所見を(様式2)、県教育局に報告(学校)

情報収集の結果(様式1)及び、保健所等の助言、学校の所見を(様式2)、県教育局に報告(学校)

感染症法による措置
(消毒・建物に係る措置等)

濃厚接触者のPCR検査等

学校の全部又は一部の臨時休業(B)

プロセス3-1-1
濃厚接触者が陽性の場合

プロセス3-1-2
濃厚接触者が陰性の場合

感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が検査の結果全員陰性

※1

※1

プロセス4
臨時休業(A・B)の解除

(A): 当該校における感染者が一人の場合 (B): (A)以外に感染者がいる場合

※1 児童生徒が濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで、出席停止を解除

(様式1)

新型コロナウイルス感染者発生時の対応
(臨時休業等に係る調査書)

1 児童生徒・教職員の概要 (学校で聞き取り後、保健所へ提出)

・氏名：_____ (かな_____)
・性別：男・女 ・年齢：_____歳 ・生年月日：____年____月____日生まれ
・居住地：_____市町村
・部活動：_____ ・委員会：_____
・通学(通勤)方法：_____
・教科・顧問：_____ (教職員の場合)
・兄弟姉妹・同居家族等の状況：_____
・病歴：高齢者 糖尿病 心不全 呼吸器疾患 その他 (_____)
・最終登校(出勤)日 _____月 _____日
・登校(出勤)時のマスク着用の有無
・その他：_____

2 症状 (いつからを含む)

以下の症状が発現した日時 _____月 _____日 _____曜日 _____時 _____頃
症状 発熱 ()℃ 咳 倦怠感 のどの痛み 呼吸困難 鼻水 鼻づまり 頭痛 関節・筋肉痛 下痢 嘔き気 嘔吐 味覚・臭覚異常 その他 (_____)
・現在の状況
・医療機関の受診状況 _____月 _____日 () _____ 病院 医院 クリニック _____月 _____日 () _____ 病院 医院 クリニック
・PCR検査状況 _____月 _____日 () _____時頃 検体採取 _____月 _____日 () 結果(陽性・陰性) 検査実施期間： _____保健所 _____病院 医院 クリニック

3 登校(出勤)状況、接触状況

症状を呈した2日前からの状況
・授業への出席状況
・部活動などの最終活動日
・更衣室・部室等の利用状況
・行動を共にすることが多かったのは誰か
・食事は、誰と一緒にすることが多かったか

(様式2)

新型コロナウイルス感染者発生時の対応
(臨時休業等に係る具申書)

1 保健所等からの指示・助言事項

- ・感染者発生時の指示・助言事項

- ・様式1の調査結果を受けての指示・助言事項

2 学校長の所見

(調査結果や保健所からの指示・助言事項のほか、特に必要と考えられる
意見や事項がある場合、記載する。)